群馬県立板倉高等学校

学　則

令和６年４月

群馬県立板倉高等学校学則

目　次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　学年、学期及び休業日（第４条－第７条）
第３章　教育課程及びその運営（第８条－第13条）
第４章　入学、留学、退学、転学及び休学等（第14条－第27条）
第５章　保護者及び保証人（第28条－第29条）
第６章　入学料等（第30条－第33条）
第７章　賞罰（第34条－第35条）
第８章　雑則（第36条－第38条）

第１章　総　　則

（趣旨）

第１条　この学則は、群馬県立板倉高等学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（課程、学科、修業年限及び生徒定員）

第２条　学校の課程、学科、修業年限及び生徒定員等は、次のとおりとする。

課　程	学　科	修業年限	生　徒　定　員				男女別	昼夜別
			１年	２年	３年	計		
全日制	普通科	３年	80	80	80	240	男 女	昼

（通学区域）

第３条　通学区域は、全県一区とする。

なお、県外については隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による。

第２章　学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第４条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

２　学期は、次のとおりとする。

第１学期　４月１日から７月31日まで

第２学期　８月１日から12月31日まで

第３学期　１月１日から３月31日まで

（休業日）

第５条　休業日は、次のとおりとする。

１	国民の祝日に関する法律に規定する休日
２	日曜日及び土曜日（ただし、校長が必要と認め授業日とした土曜日を除く。）
３	学年始め休業日　　４月　１日から４月　７日まで
４	夏季休業日　　７月２３日から８月３１日まで
５	冬季休業日　　１２月２５日から翌年１月７日まで
６	学年末休業日　　３月２５日から３月３１日まで
７	群馬県民の日　　１０月２８日
８	前各号に定めるもののほか、校長が特に必要と認めた日

（振替授業等）

第６条　校長は、特に必要と認めたときは、休業日と授業日とを振り替え、又は休業日に授業を行うことができる。

（臨時休業）

第７条　校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第３章　教育課程及びその運営

（教育課程）

第８条　学校の教育課程は、別表１に掲げるとおりとする。

（授業終始の時刻）

第９条　授業終始の時刻は、次のとおりとする。

月　～　金	
予　鈴	８：３０
Ｈ　Ｒ	８：４０　～　８：５０
１	８：５５　～　９：４５
２	９：５５　～　１０：４５
３	１０：５５　～　１１：４５
４	１１：５５　～　１２：４５
昼休み	１２：４５　～　１３：３０
５	１３：３０　～　１４：２０
６	１４：３０　～　１５：２０
清　掃	１５：２０　～　１５：３５
Ｈ　Ｒ	１５：３５　～　１５：４０
下　校	１７：００

（教職員組織）

第10条　学校の教職員組織は、別表２に掲げるとおりとする。

（単位の認定）

第11条　校長は、生徒が学校の定める教育計画に従って教科・科目又は総合的な探究の時間（以下「科目等」という。）を履修し、その成果が科目等の目標又はねらいからみて満足できると認められるときは、その科目等について所定の単位を修得したことを認定する。

２　前項の単位の認定は、出席授業時数が年間総授業時数の３分の２以上の生徒について行うものとする。

３　校長は、特別の理由がある場合は、別の定めるところにより、補講その他適切な指導を実施した時数を前項の出席授業時数に加算することができる。

４　校長は、単位の修得を認定された者から請求があったときは、単位修得証明書を交付する。

（原級留め置き）

第12条　校長は、生徒のうち該当学年において修得すべき単位を修得しない者を原級に留め置くことができる。

（卒業の認定）

第13条　校長は、学校所定の全課程を修了したと認めた生徒について、卒業を認定する。

２　校長は、卒業を認定した生徒に対して、卒業証書を授与する。

第４章　入学、留学、退学、転学及び休学等

（入学志願者の資格）

第14条　学校に入学を志願することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは修了見込みの者。

（２）　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者又は修了見込みの者。

（３）　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は修了見込みの者。

（４）　文部科学大臣の指定した者。

（５）　就業義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36条）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者。

（６）　その他校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

（入学志願）

第15条　生徒の募集、選抜及び入学志願の手続きについては、群馬県教育委員会の定めるところによる。

（入学の時期）

第16条　入学の時期は、学年始めとする。

（編入学）
第17条　第１学年の途中又は第２学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。
２　校長は、前項の規定による編入学の許可を、前条の規定にかかわらず行うことができる。
（入学手続）
第18条　入学を許可された者は、入学の日から７日以内に保護者及び保証人連署の誓約書並びに住民票の写しを校長に提出しなければならない。
（欠席及び忌引）
第19条　生徒は、欠席しようとするときは、欠席届を校長に提出しなければならない。この場合において、病気のため引き続き７日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。
２　忌引しようとする生徒は、忌引届を校長に提出しなければならない。
３　忌引日数は次のとおりとする。

範　　囲	期　間
１親等の直系尊属（父母）	７　日
２親等の直系尊属（祖父母）	３　日
２親等の傍系者（兄弟姉妹）	３　日
３親等の直系尊属（曾祖父母） ３親等の傍系尊属（伯叔父、伯叔母）	１　日

（留学）
第20条　生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、留学先の高等学校名・所在地・留学の理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、留学願を校長に提出しなければならない。この際、留学先の高等学校の教育課程等の教育内容に関する書類及び留学先の高等学校長の発行した留学許可書又は入学許可書等を添えなければならない。
２　校長は、前項の留学願を適当と認めるときは、留学を許可することができる。
３　留学を終了した生徒は、保護者連署のうえ、留学終了届（別に定める様式）を校長に提出しなければならない。この際、留学先の高等学校長の作成した各教科・科目等の履修状況を示す書類を添えなければならない。
４　校長は、留学中の履修の状況を適当と認めるときは、留学先の高等学校における履修を学校における履修とみなし、第11条の規定を適用して、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
５　校長は、前項の単位の修得の認定を、留学の期間が単一年度内の場合には、当該年度末に行うものとし、留学の期間が異なる年度にわたる場合は、学年の途中においても行うことができるものとする。
（休学）
第21条　生徒が病気その他やむを得ない理由のため３月以上引き続き出席できない場合は、その理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、休学願を校長に提出しなければならない。この場合においては、医師の診断書等休学の理由を証する書類を添えなければならない。
２　校長は、前項の休学願を適当と認めるときは、１年以内の期間で休学を許可する。
（休学の取消）
第22条　休学中の生徒は、休学の理由がなくなったときは、その理由を示し、保護者連署のうえ、復学願を校長に提出しなければならない。この場合において、休学の理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。
２　校長は、前項の復学願を適当と認めるときは、復学を許可する。
（休学の期間の延期）
第23条　休学を許可された生徒が１年を経過し、なお出席できないときは、その理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、校長に休学期間の延長を願い出ることができる。この場合においては、医師の診断書等休学期間延長の理由を証する書類を添えなければならない。
２　校長は、前項の願い出があったときは、その理由がやむを得ないと認められる場合に限り、１年を限って休学期間の延長を認めることができる。
（退学）
第24条　生徒が退学しようとするときは、その理由を示し、保護者及び保証人連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、その理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

２　校長は、前項の願い出を適当と認めるときは、退学願を受理する。

（再入学）
第25条　前項の規定により退学した生徒が再入学しようとするときは、保護者連署のうえ、再入学願を校長に提出しなければならない。
２　校長は、前項の願い出を適当と認め、かつ、退学後１年以内の場合に限り、当該生徒を退学当時の在学年以下の学年に再入学させることができる。
３　第18条の規定は、再入学を許可された者に準用する。
（転学）
第26条　生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、保護者連署のうえ、転学願（別に定める様式）を校長に提出しなければならない。
２　他の高等学校から転入学を志望する者は、保護者連署のうえ、転入学願（別に定める様式）を校長に提出しなければならない。
３　校長は、前項の願い出を適当と認め、かつ教育上支障がない場合には、転入学を許可する。
４　第18条の規定は、転入学を許可された生徒に準用する。
（出席停止）
第27条　校長は、学校において予防すべき感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒に対して出席を停止させることができる。

第５章　保護者及び保証人

（保護者及び保証人）
第28条　保護者は、次の各号に該当する者で、校長に対して生徒に関する一切の責任を負うことのできるものでなければならない。
（１）　生徒の父母、兄姉、後見人又は縁故者
（２）　成年者で独立の生計を営む者
２　保証人は、独立の生計を営む成年者で、校長に対して保護者とともに生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。
３　校長は、保護者又は保証人が適当でないと認めるときは、これを変更させることができる。
４　校長は、保護者又は保証人が死亡し、又は第１項若しくは第２項に規定する要件を欠いたときは、改めてこれを選任させる。
５　保護者又は保証人に変更があったときは、改めて第18条に定める誓約書を提出しなければならない。
（住所、氏名等の変更の届出）
第29条　保護者は、生徒、自己又は保証人が住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第６章　入学料等

（受検料）
第30条　学校（通信制の課程を除く。）に入学を志望する者、編入学を志望する者又は他の高等学校から転入学を志望する者は、群馬県立学校の入学料等に関する条例（昭和23年群馬県条例第18号。以下「入学料等条例」という。）に定める受検料を納付しなければならない。ただし、全日制の課程の入学願書を受理された者で定時制の課程に入学を志望する者並びに群馬県立高等学校（通信制の課程を除く。）からの転入学者は、この限りでない。
２　受検料は、入学願書、編入学願書又は転入学願書に添えて、群馬県証紙又は払込書により納付するものとする。
（入学料）
第31条　入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学、編入学又は転入学の当日に条例に定める入学料を群馬県証紙又は払込書により納付しなければならない。ただし、群馬県立高等学校からの転入学者は、この限りでない。
（受検料及び入学料の不返付）
第32条　既に納めた受検料及び入学料は、いかなる事情があってもこれを返付しない。
（授業料等）
第33条　授業料等の徴収、減免及び還付等は、入学料等条例による。

第７章　賞　　罰

（ほう賞）

第34条　校長は、学業、人物、その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

（懲戒）

第35条　教育上必要があると認めたときは、生徒を懲戒するものとする。

２　懲戒は、退学、停学、訓告、その他とする。

３　懲戒による退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（３）　正当な理由がなくて出席常でない者

（４）　学校の秩序を乱し、又はその他生徒としての本分に反した者

第８章　雑　　則

（寄宿舎）

第36条　寄宿舎に入舎しようとする生徒又は寄宿舎を退舎しようとする生徒は、寄宿舎入（退）舎願を校長に提出しなければならない。

２　寄宿舎に関する規定は、別に定めるところによる。

（文書の経由）

第37条　生徒が校長に提出する文書は、すべて生徒のホームルーム担任教員を経由しなければならない。

（その他必要な事項）

第38条　この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附　則

１　この学則は、令和４年４月１日から施行する。

２　生徒が在学中に成年に達した場合、第20条から第26条中の「保護者」とあるのは、「保護者に準ずる者」と読み替えるものとする。

別表１

令和6年度　実施教育課程表

学校名	課程名	対象学級数
群馬県立板倉高等学校	全日制　普通科	1年　男女3クラス(共通) 2年　A類型男女2クラス　B類型男女1クラス 3年　A類型男女2クラス　B類型男女1クラス

教科名		科目名	単位数					摘要
			1年	2年		3年		
			共通	A	B	A	B	
普通教育に関する教科	国語	現代の国語	2					1学年定員80名であるが、第2・3学年においてA・Bの類型をとるため、1学年より3学級編成で実施する。 A類型は主に就職・専門学校、B類型は主に大学・短大を志望する生徒の教育課程。 科目名の＊は学校設定科目を表す。 [A類型] ＜第2学年＞ ・■を選択するか、●の中から1科目と△の中から1科目を選択する。 ＜第3学年＞ ・□の中から1科目を選択する。 ・△の中から1科目を選択する。 ・音楽Ⅱは音楽Ⅰを履修した者が選択する。 ・美術Ⅲは美術Ⅱを履修した者が選択する。 ・書道Ⅱは書道Ⅰを履修した者が選択する。 ・2年次・3年次の簿記は継続履修である。また、2年次に簿記を履修した者は、3年次にソフトウェア活用を必ず選択する。 [B類型] ＜第2学年＞ ・●の中から1科目を選択する。 ＜第3学年＞ ・□の中から1科目を選択する。 ・△の中から1科目を選択する。 ・○の中から1科目を選択する。 ・2年次、3年次の簿記は継続履修である。 ・2年次に国語探究Ⅰを履修した者は、3年次に国語探究Ⅱを必ず選択する。
		言語文化		3	3			
		文学国語				4	4	
		＊基礎国語	1					
		＊国語探究Ⅰ		● 2	● 2			
		＊国語探究Ⅱ					△ 2	
	地理歴史	地理総合				3	3	
		歴史総合		2	2			
		＊基礎社会	1					
		＊歴史セミナー				2	□ 2	
	公民	公共	2					
	数学	数学Ⅰ	2	2	2			
		数学Ⅱ					3	
		数学A			2	2		
		数学B					□ 2	
		＊基礎数学	1					
	理科	科学と人間生活	2					
		化学基礎		2	2			
		生物基礎				2	2	
		＊基礎理科	1					
		＊理科探究					○ 2	
	保健体育	体育	3	3	3	3	3	
		保健	1	1	1			
	芸術	音楽Ⅰ		△ 2				
		音楽Ⅱ				△ 2		
		美術Ⅰ	2					
		美術Ⅱ		△ 2				
		美術Ⅲ				△ 2		
		書道Ⅰ		△ 2				
		書道Ⅱ				△ 2		
	外国語	英語コミュニケーションⅠ	3					
		英語コミュニケーションⅡ		3	3	2	2	
		論理・表現Ⅰ				2	2	
		＊基礎英語	1					
		＊英語探究Ⅰ		● 2	2			
		＊英語探究Ⅱ					○ 2	
	家庭	家庭総合	2	2	2			
	情報	情報Ⅰ	2					
専門教育に関する教科	商業	ビジネス基礎		2				
		簿記		■ 4	● 2	△ 2	△ 2	
		情報処理		2	2	2	2	
		ソフトウェア活用				□ 3		
	家庭	フードデザイン				□ 3		
	体育	スポーツⅡ				□ 3		
	美術	素描				□ 3		
＊総合		＊チャレンジタイム	2	2	2	1	1	
小計			28	28	28	28	28	
特別活動		ホームルーム活動	1	1	1	1	1	
総合的な探究の時間			1	1	1	1	1	
合計			30	30	30	30	30	

別表2　教職員組織図

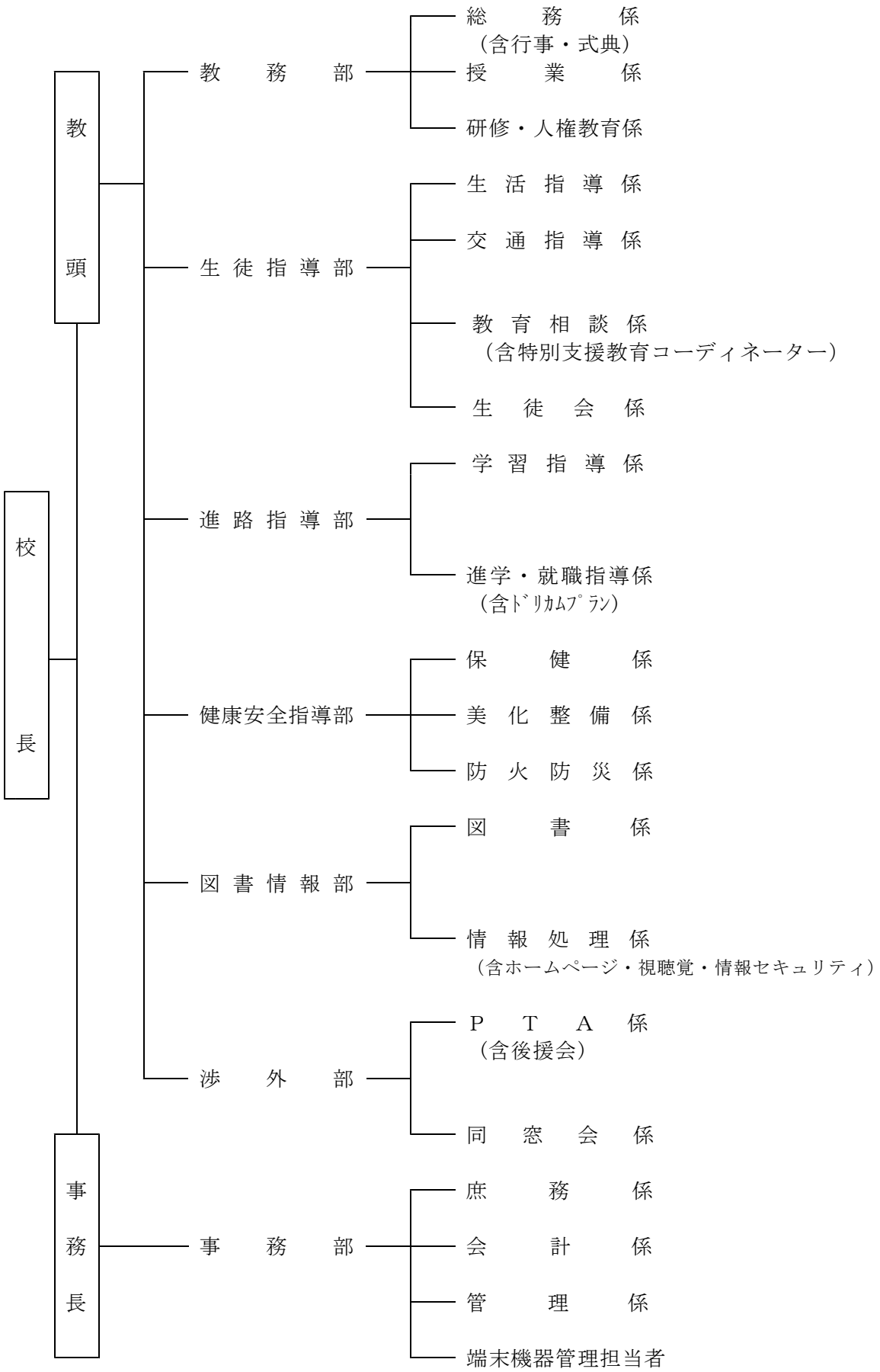
校長
教頭
事務長
教務部
総務係
（含行事・式典）
授業係
研修・人権教育係
生徒指導部
生活指導係
交通指導係
教育相談係
（含特別支援教育コーディネーター）
生徒会係
進路指導部
学習指導係
進学・就職指導係
（含ﾄﾞﾘｶﾑﾌﾟﾗﾝ）
健康安全指導部
保健係
美化整備係
防火防災係
図書情報部
図書係
情報処理係
（含ホームページ・視聴覚・情報セキュリティ）
渉外部
ＰＴＡ係
（含後援会）
同窓会係
事務部
庶務係
会計係
管理係
端末機器管理担当者